

# 身体拘束廃止未実施減算の適用について①

- 令和6年度介護報酬改定において身体的拘束等の適正化に向けた基準の見直し等が行われました。これまで特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の施設系サービスにのみ適用されていた、「身体拘束廃止未実施減算」の規定が「短期入所生活介護（ショートステイ）」等でも令和7年4月1日から適用となります。

## 【対象サービス】

（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護、短期利用型特定施設入居者生活介護

## 【身体拘束廃止未実施減算】

身体的拘束等の適正化を図るための措置が講じられていない場合は、**所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算。**

## 身体拘束等の適正化を図るための措置

- ①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ③身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること

## 身体拘束廃止未実施減算の適用について②

○身体的拘束等の適正化を図るための措置が講じられていない場合

→ 事実が生じた月(運営指導等で発覚した月)の翌月から減算が適用となります。事実が生じた場合、速やかに県に改善計画書を提出し、3ヶ月後に改善状況を報告する必要があります。また、減算は改善が認められた月まで利用者全員分に対して適用となります。

**➡ 最低でも3ヶ月間は減算適用。**

○留意点

・身体的拘束に係る記録の作成について

1日に複数回の身体的拘束があった場合、1日でまとめて記録を作成するのではなく、実施した身体的拘束等ごとに記録を作成する必要があります。

・委員会の開催について

3月に1回以上の開催が求められていますので、四半期に1回以上開催することが必要です。

・身体的拘束等の適正化に係る研修について

定期的(年に2回以上)実施することが求められています。



# 短期入所系サービス等における身体的拘束等に係る記録の保存について

- 栃木県では介護サービス事業所に対し、条例で介護報酬請求に関わる記録を5年間保存するよう定めています。  
※介護報酬請求に関わらない記録は2年間
- これまで短期入所系サービス等における身体的拘束等に係る記録の保存期間は、介護報酬請求に関わる記録でなかったため2年間の保存となっていました。が、身体拘束廃止未実施減算が新設されたことで、令和7(2025)年4月1日からは5年間の保存に変更となります。

## ★なぜ5年間保存？

介護報酬に関して、「不正請求でない過払い」(意図的な不正請求等でない算定ミス等によるもの)があった場合には、5年前まで遡って返還を求めることが出来ることから、その年数に合わせて記録の保存期間を5年間としています。

